

令和 7 年度特別市移行調査等支援業務委託 仕様書

1 件名

令和 7 年度特別市移行調査等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 17 日まで

3 履行場所

川崎市役所ほか

4 業務目的

川崎市は、多様な大都市制度として、特別市の早期実現を目指して取組を進めている。特別市とは、広域自治体（都道府県）に包含されない一層制の地方自治体として、これまで道府県が指定都市市域内で担ってきた事務を財源とともに引き受け、全て処理することを想定した制度である。

また、川崎市では、指定都市市長会において、「多様な大都市制度実現プロジェクト」の担当市を令和 4 年度から担っている。

本業務は、川崎市や指定都市市長会、国等における議論の動向等を踏まえ、「川崎市における特別市のあり方（姿）」を検討する上での整理・分析を行うとともに、特別市の制度上の課題等への検討と有識者ヒアリング実施の支援等、特別市に関する最新動向を反映した「説明資料（冊子）」の作成など、特別市移行に係る調査等の支援を委託するものである。

5 委託内容

（１）「川崎市における特別市のあり方（姿）」を検討する上での整理・分析

次の事項を調査し、整理・分析を行い、「川崎市における特別市のあり方（姿）」を検討する上で必要な事項について、発注者と協議しながら取りまとめる。

- 特別市を目指す根拠となる川崎市の現状の基礎データ
- 川崎市における現状の支障事例や、特別市移行による効果事例
- 川崎市において今後検討や議論が必要な課題やテーマ、その検討体制
- 川崎市における広域連携のあり方（必要に応じて関係自治体等へのヒアリングを実施）
- その他川崎市が必要と認める事項

なお、この整理・分析に当たっては、川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（令和 4 年 2 月改訂）の改訂も視野に入れて、検討を行うものとする。

■川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（令和 4 年 2 月改訂）

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000066088.html>

(2) 特別市の制度上の課題等への対応検討と有識者ヒアリング実施の支援等

川崎市や指定都市市長会における議論や制度検討の進捗をはじめ、国等における議論の動向等に応じて、特別市の制度上の課題への対応について、川崎市が検討を行う上で必要な支援を行う。

また、当該課題への対応の検討のため、該当する専門分野の有識者を選定し、有識者ヒアリングを実施するための支援を行う（最大8名）。

さらに、各課題の検討材料とするため、特別市や大都市制度、地方自治制度に関連する文献を調査し、必要となった際に川崎市職員が速やかに参照できるよう記載事項・情報（必要に応じて文献の写し等）を整理する。

【有識者ヒアリングについて】

☐ 有識者の謝礼単価の目安

- ・教授級 1時間当たり謝礼単価 15,000 円程度
- ・准教授級 1時間当たり謝礼単価 13,000 円程度

☐ 想定される有識者の専門分野

- ・地方自治論、行政学、政治学、都市行政論、地方財政論、都市計画など

☐ ヒアリングの実施に必要な支援業務の想定内容

- ・有識者への連絡、謝礼の支払
- ・会場や機材等の準備・支払
- ・ヒアリングに向けた資料作成
- ・オンライン開催（ハイブリッド方式）などへの対応
- ・ヒアリング時の進行、議事録の作成等

(3) 特別市に関する最新動向を反映した「説明資料（冊子）」の作成

川崎市をはじめ、指定都市市長会、国等の動向などを踏まえ、特別市に関する最新動向を掲載した訴求力のある「説明資料（冊子）」を作成する。

ア 説明資料（冊子）の掲載内容の例

（※ 詳細は発注者と適宜協議しながら調整する。また、上記5（1）で整理・分析した内容も適宜反映する。）

- 特別市制度の概要
- 特別市制度の必要性やその根拠となる現状の各種基礎データ
- 川崎市における現状の支障事例や、特別市移行による効果事例
- 特別市の法制化に向けた川崎市や他都市、国の最新の取組状況

イ 説明資料（冊子）の規格

- （ア） 大きさ : A4版
- （イ） 刷り色 : フルカラー4色
- （ウ） 紙質 : マットコート紙90kg
- （エ） 綴じ方 : 中綴じ

(オ) ページ数：20～30 ページ（表紙・裏表紙を含む。）

※ ページ数は、掲載内容の調整において発注者と協議の上、決定する。

(カ) 発行部数：1,500 部

ウ レイアウト作成・編集

次に掲げる留意事項を踏まえ、読み手の興味を喚起し、また、読み進めやすいものとなるよう、色合い、デザイン等の工夫を行い、レイアウトを作成すること。また、レイアウトの作成に当たっては、適宜発注者と協議を行い、確認の上進行すること。

さらに、市民にも分かりやすい内容となるよう、文言の編集を行うこと。

（留意事項）

- ・ 章ごとに色を変え、インデックスを付けるなどの工夫を行うことにより、見やすさを向上させること。
- ・ 写真や図の色合い、囲み方などに工夫を行うことにより、見やすさ、わかりやすさを向上させること。
- ・ 余白が目立つ、字が多く硬い印象であるなど改善の余地のあるページに、イラストや図表の追加や余白調整を行うことにより、全体のトーン及びバランスを整えること。イラストや図表については発注者の指示に従い用意すること。
- ・ 説明資料（冊子）の色彩表現については、川崎市「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザイン・ガイドライン」を遵守すること。
- ・ 説明資料（冊子）の編集に当たっては、修正・更新作業を容易に行えるよう汎用性の高いソフトウェアを使用して行うこと。

【参考資料】

■ 「川崎市は特別市を目指しています」（令和4年2月）

<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000141/141419/tokubetushi2han.pdf>

■ 川崎市「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザイン・ガイドライン」

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

（４）業務打合せ等

ア 業務打合せ

各業務を進めるにあたり、発注者と受託者で打合せ等を行う。なお、着手時及び納品時のほか、調査に必要な場合は、発注者と受託者と協議のうえ行うこととする。

イ 進捗報告

毎月1回は進捗報告を行うこととする。なお、別途必要な場合は、発注者と受託者と協議のうえ行うこととする。

6 成果物

（１）報告書 A4 版 10 部

（２）報告書（概要版）10 部

（３）（１）及び（２）の電子データ

- (4) 上記5 (3) で作成した説明資料 (冊子) 1,500 部
※ 100 部ずつ仕分けして梱包・納品すること。開梱しなくても中身が分かるよう外箱 (ダンボール等) の上方及び側面に「令和7年度川崎市特別市冊子・〇〇部」と記載すること。
- (5) (4) 説明資料 (冊子) のホームページ掲載用 PDF データ (一式)
※ PDF 形式で「全ページ版」と「各ページ版」を作成し、納品すること。
- (6) (4) 説明資料 (冊子) の編集用ファイル (一式)
※ イラストレータ等の編集用ソフトウェアの編集用ファイルの元データを納品すること。
- (7) その他、調査・検討過程の資料で発注者が必要と認めるもの

7 成果物の著作権等

- (1) 成果物 (デザイン、イラスト等も含む。) の著作権・版權等の権利は、原則として、全て発注者に帰属するものとする。また、発注者はこれらの全てについて二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、事前に書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (3) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認することとする。

8 その他

- (1) 本業務に係る費用の一切は、契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者 (専任である必要はない) を置き、発注者と連絡調整を行うこととする。
- (3) 委託事業の実施にあたっては、発注者と十分な調整・協議を行うこと。
- (4) 受託者は、本契約事務の実施にあたっては、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- (5) 受託者は、この契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本委託のスケジュールについては、受託者決定後に、受託者と打合せの上、決定する。
- (7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と別途協議の上、決定するものとする。
- (8) 業務の実施に際しては、次の資料等を参照の上、整合性を図りながら実施することとする。

■川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」(改訂)(令和4年2月)

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000066088.html>

■指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書(令和3年11月)

https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r02_12_.html

- 指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」（令和6年11月）

<https://www.siteitosi.jp/conference/img/8759161409dcf9ac55423b8afec0b1d829a6027f.pdf>

- 指定都市市長会「特別市に関する考え方の追加説明資料（素案）」（令和6年11月）

<https://www.siteitosi.jp/opinion/img/f2069993b13e87c35864191a3e4be92b324e9ee8.pdf>

- 総務省「第30次地方制度調査会」から「第34次地方制度調査会」までにおける各答申内容やその検討資料

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/kaigi.html

- 総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」と付随する各「ワーキンググループ」における議事概要や資料（令和6年12月～）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/index.html

- 一般財団法人自治総合センター「21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書」（令和3年度）

<https://www.jichi-sogo.jp/category/document>